

エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（住宅エコポイント事業） における環境寄附対象団体の募集について（募集要項）

地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を目的として実施している「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（住宅エコポイント事業）」について、同事業に基づく環境寄附の対象となる団体を以下のとおり募集します。

※本募集は、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業（家電エコポイント事業）」における環境寄附対象団体の募集（第2次）と同時に行います。家電エコポイント事業及び住宅エコポイント事業の両事業に申請を希望される団体は、一度にまとめて申請することができます。

1. 環境寄附とは

住宅エコポイント事業における環境寄附とは、以下の2つを指します。

- ① ポイント交換商品の提供事業者（以下、「提供事業者」という。）が、商品券等の提供要件として、又は任意に行う環境寄附
- ② ポイントを取得した者（以下、「ポイント取得者」という。）が、取得したポイントの交換の選択肢の一つとして行う環境寄附

2. 寄附対象となる団体等の要件と選定

（1）寄附対象の要件

住宅エコポイント事業における環境寄附の対象は、A. 一般寄附（①環境保全活動を行う団体、②助成・トラスト活動等を行う団体）、及びB. カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクト、の2つです。

A. 一般寄附

① 環境保全活動を行う団体に係る要件

以下の要件を満たすこと。

- ア. 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。
- イ. 中間支援団体（※）にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

※中間支援団体とは、環境保全活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

【活動ジャンル例】

- ・ 地球温暖化防止
- ・ リサイクル・廃棄物対策
- ・ 自然保護・生物多様性保全
- ・ 森林の保全・緑化
- ・ 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策
- ・ 環境教育・人材育成
- ・ グリーン購入

ウ. 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※）であること。

※これに準ずる団体：以下を整備していること。

－ 一定款・寄附行為に準ずる規約

－ 役員名簿

－ 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の3点）

－ 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ. 団体としての活動実績が2年以上あること。

オ. 平成20年度の決算額及び平成21年度の決算額（又は予定額）を平均した年間財政規模（年間総収入）が100万円以上であること。

② 助成又はトラスト活動を行う団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体又は自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体にあつては、以下の要件を満たすこと。

ア. 助成団体は①ア又はイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ. 単一の企業の設立によるものでないこと。

ウ. 助成又はトラスト団体としての活動実績が3年以上あること。

エ. 客観的な基準及び方法により、助成対象団体又はトラスト実施地を選定していること。

オ. 平成19年度及び平成20年度の決算額並びに平成21年度の決算額（又は予定額）を平均した年間の助成額又はトラスト実施額が30万円以上であること。

③ ①②の団体に共通に求められる要件

ア. 住宅エコポイント事務局（以下、「事務局」という。）又は寄附の提供者等からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ. 団体としてのホームページを有し、活動の結果について、別に定める様式に基づき、事務局及び寄附の提供者に報告を行うこと。

ウ. 特定の政治的又は宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ. 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

B. カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクト

以下の要件を満たす活動を実施し、又は当該活動に資金を提供する団体であること。

ア. 温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。

イ. 国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

（注）原則として専ら国外で行うプロジェクトについては対象外とする。

（注）原則として国の補助金が交付されているプロジェクトについては対象外とする。

ウ. 活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附金の提供者に報告を行うこと。

【対象活動例】

- ・ 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策
- ・ 地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・ 未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・ 中小企業等におけるボイラー更新、照明機器の更新などの省エネルギー対策

(2) 寄附対象団体の選定等

① 寄附対象団体の選定

(1) の要件を満たす団体について、事務局に設置された第三者委員会に諮った上で選定します。

なお、以下の要件を満たす団体については、(1) の要件 (A①オ及びA②イ、オを除く。) を満たすものと判断します。

- ・ (1) A①の要件：特定公益増進法人及び認定 NPO 法人のうち、事業分野が環境であるもの。
- ・ (1) A②の要件：特定公益増進法人のうち事業分野が環境であるもの又は地方公共団体が設置する基金等であるもの。

② 寄附対象としての登録期間

一度寄附対象として登録された団体については、原則として登録時から住宅エコポイント事業の終了時まで、継続的に寄附対象となります。ただし、毎年度、新たに提出された事業報告書等により要件に合致することが確認されることが必要です。

③ 寄附対象としての登録の取消

寄附対象としての要件を満たさなくなった場合は、寄附対象としての登録を取り消す場合があります。

3. 募集期間：平成 22 年 4 月 5 日（月）から 4 月 19 日（月）まで（必着）

- (注)・申請書類については、郵送及びメール両方で必ず提出してください。
・郵送は、書留郵便等の配達記録の残る方法に限ります。

4. 申請書類：・申請書 書式第 1 号、第 2 号又は第 3 号（別紙）

- ・ 団体の定款・寄附行為又はこれに相当する規約
- ・ 理事会、役員会等団体の意思決定をする機関の構成員名簿
- ・ 最新の団体の収支計算（団体の総会等で提出したもの）
- ・ 最新の団体の事業報告書（団体の総会等で提出したもの）
- ・ 添付資料

※部数等は別紙「環境寄附対象団体の募集に係る申請書類の提出について」をご覧ください。

※申請書は、HP（[ホームページはすでに閉鎖されています。](#)）からダウンロードして、ご記入ください。

※申請書は、1ファイルで両事業に一度にまとめて申請できる書式（全3枚）
となっています。

○1枚目・・・家電エコポイント事業用団体基本情報（要押印）

○2枚目・・・住宅エコポイント事業用団体基本情報（要押印）

○3枚目・・・両事業共通の団体活動内容情報

※重複する項目も含めて、すべての項目にご記入ください。

※いずれかの事業のみに登録を希望する場合は、該当する事業の申請書（1枚目又は2枚目）と3枚目をご提出ください。

※現在、家電エコポイント事業で環境寄附対象団体として登録されている団体については、簡易な申請書により選定しますので、【家電エコポイント事業登録済環境寄附対象団体用】申請書により応募してください。（詳しくは、「申請書記入に関するご案内」をご参照ください。）

5. 提出先

- ・書類郵送先：〒100-8799 郵便事業株式会社 銀座支店留
家電／住宅エコポイント事務局 環境寄附団体募集担当 あて
- ・データ送付先：[（メールアドレスはすでに使用不可となっております。）](#)

6. 問い合わせ：家電／住宅エコポイント事務局

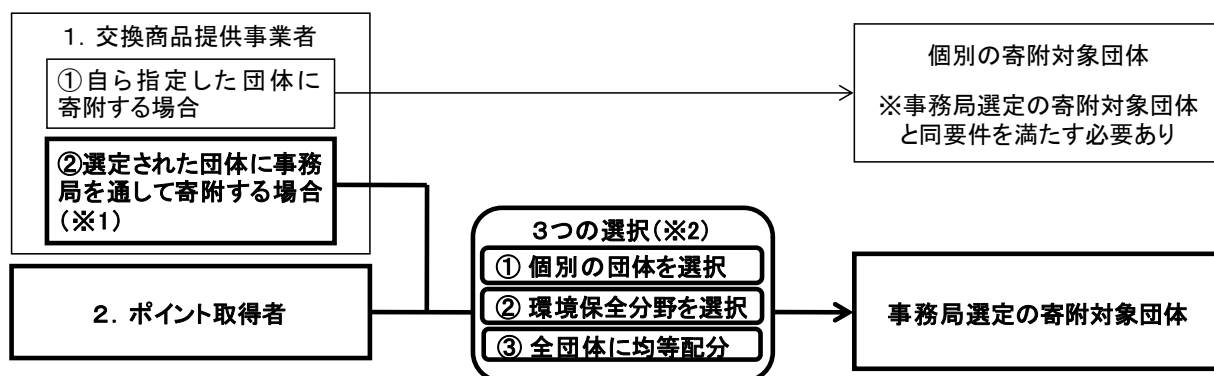
HP：[（ホームページはすでに閉鎖されています。）](#)

TEL：0570-064-993（9:00～17:00、土日祝含む）（有料）

※IP電話・PHSからのお問い合わせ 011-271-0595

<参考1> 環境寄附対象団体の選択方法

住宅エコポイント事業における環境寄附は以下のとおり整理されます。このうち、今回の環境寄附対象団体の募集に関わるのは太線で囲んだ部分です。



※1 ①個別の団体を選択する場合の寄附金の振込については、提供事業者から団体へ直接行っていただきます。
※2 提供事業者が事務局選定の団体に寄附する場合は、②環境保全分野を選択して寄附を行うことはできません。

1. 提供事業者による寄附対象の選択

提供事業者で環境寄附を行うものは、以下のいずれかから、環境寄附の対象を選択するものとします。

① 自ら指定した団体に寄附する場合

交換商品等を提供する事業者であって、交換商品の応募の際に、自ら環境寄附の対象を指定した者は、以下の要件を満たすことを条件に、当該指定した寄附先（以下、「指定寄附先」という。）を実際の寄附先とすることができます。

- ア. 指定寄附先が、上記2.（1）寄附対象の要件を満たすこと。
- イ. 提供事業者が行う指定寄附先への寄附が、これまでに行った寄附に加えて追加的に行われるものであること。
- ウ. 指定寄附先が、寄附を実施する提供事業者と密接な関係を有し、寄附金が当該事業者に還流するものでないこと。
- エ. 指定寄附先が2.（1）Bの要件を満たすものである場合、寄附の実施に先立ち、当該指定寄附先からクレジット管理者が発出するクレジット無効化の証明が提出されること、当該指定寄附先が「あんしんプロバイダー制度」等の第三者認証型のプロバイダー制度に参加していることその他の手段で指定寄附先のクレジット無効化が担保されていることを確認すること。

② 選定された団体に事務局を通して寄附する場合

提供事業者は、以下のいずれかから選択することができます。

- ア. 本文の2.（2）の規定に基づき選定された団体（以下、「選定された団体」）のうちから、個別の団体を選択する。
- イ. すべての選定された団体に均等に配分する。

2. ポイント取得者による寄附対象の選択

ポイント取得者が、取得したポイントの交換の選択肢の一つとして自ら行う環境寄附については、以下のいずれかから選択することができます。

- ア. 選定された団体のうちから、個別の団体を選択する。
- イ. 環境保全活動の分野（地球温暖化防止、自然環境・生物多様性保全等）のうちから寄附先の分野を選択する。
- ウ. すべての選定された団体に均等に配分する。

<参考2> 環境寄附額及び実施時期

選定された団体への環境寄附については、以下の2つの時点に分けて実施する予定です。

- ① 提供事業者が行う寄附額については、毎年度末締めで、当該事業者があらかじめ申告した寄附率を、当該交換商品に交換されたポイントの総量に乗じて算出する。事務局が各提供事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。
- ② ポイント取得者が、ポイント交換の選択肢として行う環境寄附についても、事務局が集計し、毎年度2回程度寄附を行う。

事業報告用フォーマット（住宅エコポイント事業用）

報告日			
団体名			
事業者コード [*]		報告者	
対象分野 (いずれかに○)	a. 地球温暖化防止 b. リサイクル・廃棄物対策 c. 自然保護・生物多様性保全 d. 森林の保全・緑化 e. 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策 f. 環境教育・人材育成 g. グリーン購入 (活動内容が近いものを一つ選択してください)		
寄附額	■ポイント取得者（個人及び法人）からの環境寄附：		
	■提供事業者から直接入金された環境寄附：		
	■提供事業者からの寄附を事務局が均等配分した環境寄附：		
	合計：		
寄附の 使用対象 及び成果	(寄附をどのような活動内容に充てたのか 400 字以内厳守でご記入ください。)		